

(別添 2 - 1)

学 則

①商号又は名称	株式会社 貴陽
②研修事業の名称	株式会社 貴陽 岡本介護センター介護職員初任者研修課程
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 <input checked="" type="radio"/> 通信形式（通信学習実施計画書（別添 2 - 1 0）を参照。）
⑤事業者指定番号	8 6 号
⑥開講の目的	平成 12 年度の介護保険制度施行時よりその中心となる活動を求められる訪問介護事業は、地域に生まれ、地域に暮らす全ての人の日常を専門的な知識・技術をもってより身近に感じ、取り巻く社会資源を推進するなど今後より質の高い温かいサービスが必要となっている。平成 25 年度より初任者研修へ移行により、訪問介護員の知識や質の向上を目指し問題意識を持ち様々な要望や願いを受け、又広く地域に貢献でき、自信と誇りを持って安心して活動ができるような優れた人材を養成し、地域に送り出すことを目的としている。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	〔講義・演習室共に同じ〕 岸和田市春木若松町 4 - 8 岡本介護センター 春木
⑧実習施設	1 実施しない <input checked="" type="radio"/> 2 実施する（実習施設一覧表（別添 2 - 7）を参照。）
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 3）を参照。
⑩使用テキスト	一般財団法人 長寿社会開発センター 介護職員 初任者研修テキスト
⑪シラバス	シラバス（別添 2 - 2）を参照。
⑫受講資格	当講座の目的と同じ思いを持ち、福祉活動に参加することを希望する義務教育を修了した者。学歴・性別等は不問。
⑬広告の方法	広報・広告・ホームページ
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： http://kaigocenter.jp
⑮受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者多数の 場合の対応方法 を含む)	・ 受講手続きは資料請求、受講申込(本人確認含む)の順で進める。 希望者は、電話・FAX・ホームページ・来社のいずれかで資料請求を行い、この請求に応じて希望者には、学則・直近のカリキュラム・申込書・同意書・講座案内を送付する。受講申込みは受講申込書、同意書に必要事項を記入の上、電話・FAX・来社・郵送にて申し込むこと。同時に受講料も入金する。

	<p>受講料入金確認と受講申込書、同意書が届き次第、受付完了の連絡を行いました、以下の書類のいずれかで本人確認を行う。</p> <p>(1) 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 (2) 住民基本台帳カード (3) 在留カード等 (4)健康保険証 (5)運転免許証 (6)パスポート (7)年金手帳 (8)運転免許証以外の国家資格を有する者についてはその免許証または登録証</p> <p>・応募多数の場合 応募者多数の場合は、受講料の入金確認順とし外れた者は次回開講講座を優先的に受講できるものとする。</p>
<p>⑩受講料及び受講料支払方法</p>	<p>68,715円(テキスト代、消費税含む) 《直接窓口を持参するか、金融機関より振込む》 口座名義人：株式会社 貴陽 代表取締役 川本 修次 振込先：いずみの農業協同組合 山直下支店 金融機関番号・店舗番号：7092-011 口座番号：普通口座 6615856 《ローンについて》 当講座指定の学費ローンを所定審査のうえ、利用することができます。</p>
<p>⑪解約条件及び返金の有無</p>	<p>受講生からの解約 電話・FAX等での連絡を必須とする。 開講日の7日前までの解約は、振込手数料を受講者負担とし、手数料を差し引いた金額を返金する。若しくは、現金で返金する。 開講日の6日前～当日の解約は、振込手数料を受講生負担とし、解約事務手数料5,400円と振込手数料を差し引いた金額を返金する。若しくは、現金で返金する。 一度でも受講した場合、解約はしない。 弊社からの解約 受講人数が5名に満たなかった場合、振込手数料を弊社負担とし、振込された全額を返金する。ただし、次回講座を受講する場合は、その受講料を充当することも認める。 退校処分の場合、返金なし。</p>
<p>⑫受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="radio"/> (有)・無 別紙(お預かりする個人情報の取扱いについて)にて説明を行う。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>

<p>⑱ 研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8ヶ月 修了評価方法：(別添2-9)を参照。 合否判定基準 60点以上が合格 不合格になった時の取扱い 結果発表後、直ちに1時間の補習のうえ再試験・評価を行う。 なお、再評価に係る合格基準は60点以上とする。 補習料：1時間あたり3,240円 再試験・評価料3,240円 再試験を最大2回まで実施する。なお、再試験の結果、不合格であった者には修了評価者が直ちに個別で指導を行い修了出来るよう指導を行う。 したがって、最終の再評価の試験に不合格となった場合、未修了扱いとなるため、注意すること。</p>
<p>⑳ 補講の方法及び取扱い</p>	<p>補講の方法：原則として、振替補講ないし個別対応で実施する。 なお、実習を組み入れた「(1)職務の理解」の「(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解」、「(10)振り返り」の「①振り返り」のほか、「(2)介護における尊厳の保持・自立支援の「③人権啓発に係る基礎知識」の3項目は、レポートによる補講は認めず、振替補講の受講を必須とする。 補講に要する費用：5,400円 添削課題の合格基準及び不合格時の対応方法 期限までに提出した者で、60点以上を合格とし60点未満の者については、レポートの再提出とし再度評価する。再提出後60点未満であった場合は修了とならない。また、提出期限を過ぎたものについては再提出扱いとする。 再レポート課題に要する費用：5,400円</p>
<p>㉑ 科目免除の取扱い</p>	<p>特別養護老人ホーム等の介護職員として、1年以上の介護等の実務経験を有する者が受講する場合には、証明が可能な受講者の希望により「(1)職務の理解」の科目を免除することができる。 1年以上介護等の実務経験を有する者とは、業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者。 ただし、受講料の減免はしない。</p>
<p>㉒ 受講中の事故等についての対応</p>	<p>損害賠償保険に加入し、受講中に受講生が利用者や実習施設に損害を与え、事業者が法律上の賠償責任を負った際に代表者が直ちに賠償手続きを行う。</p>
<p>㉓ 研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：川本 修次 所属名：福祉部 役職：代表取締役</p>

②4 課程編成責任者 名、所属名及び役職	氏名：山内 梢 所属名：養成研修事業班 役職：担当
②5 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：川本 修次 所属名：福祉部 役職：代表取締役 連絡先：072-443-6118
②6 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：山内 梢 所属名：養成研修事業班 連絡先：072-443-6118
②7 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：川本 修次 所属名：福祉部 役職：代表取締役 連絡先：072-443-6118
②8 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：3,240円
②9 その他必要な事項	遅滞時の取扱い：全受講課程、授業開始から15分以上の遅刻は欠席となり、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。ただし、各種公共交通機関発行の遅滞証明書等がある場合は除きます。 全受講課程が規定の終了時間まで受講せず早退した場合は、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取扱い：公序良俗に反する言動、授業妨害など、当授業の学習環境に悪影響を与える言動が顕著で、改善の見込みがないと判断される場合。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 事業者育成グループ
---------------	------------------------------------

	<p>電話 : 06-6944-9165</p>
--	--------------------------

ホームページ : <http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/>